

発行: 帯広市
編集: 政策推進部広報秘書室広報広聴課
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話(0155)24-4111
FAX(0155)23-0151
https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/

掲載情報は5月13日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載内容や行事などの日程が変更になる場合があります。
新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援金のお知らせを16頁に掲載していますので、ご確認ください。



感染拡大防止に協力を
常に基本的な感染対策を徹底
しましょう。

子育て世帯 生活支援特別給付金 を支給します

問い合わせ 子育て課 (〒080・8670 西5条南7丁目1、市庁舎3階、☎65・4160)

低所得の子育て世帯へ 児童一人当たり5万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯では大きな負担が生じています。

市では、こうした世帯の実情を踏まえた生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象者や支給額などは、右記の通りです。詳細は市ホームページをご確認ください。

ひとり親世帯▶



市ホームページID.1008630

ふたり親世帯▶



市ホームページID.1008785

給付金詐欺にご注意を!

市職員をかたった電話や訪問による「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の搾取にお気を付けてください。

- 子育て世帯生活支援特別給付金を支給するために、手数料を求めることは絶対にありません。
- 市や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。



支給対象者

① ひとり親世帯

- 公的年金などを受けていて、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人
※令和3年4月分の児童扶養手当受給者には4月30日に支給済み(申請不要)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が、児童扶養手当受給者と同じ水準に下がった人

② ふたり親世帯

- 令和3年度住民税非課税世帯の子育て世帯(予定)
※国から詳細が示され次第、市ホームページなどに掲載します。

支給額 児童一人当たり5万円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)



申請方法

郵送または子育て課窓口(土・日曜日、祝日を除く)で受け付けます。手続き方法など、詳細は市ホームページをご確認ください。
なお、市が把握できる範囲で、該当となる可能性がある人には、6月下旬までにチラシや案内文などを送付する予定です。
申請期限 令和4年2月28日(月)